

【令和4年9月26日以降のお子様の状況と学校の対応】

	登校	
(生徒が)「感染」した場合	×	治癒するまで出席停止（欠席扱いにはなりません） 児童生徒（本人）が感染したときの出席停止の期間について、 <u>発症日の翌日を1日目として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過していれば8日目から登校できます。7日過ぎても症状軽快がない場合は、症状が軽快してから、24時間経過してから登校できます。ただし、10日目まではハイリスク者との接触を避けて下さい。</u>
(生徒に) <u>感染が疑われる状況があった場合</u> （リストアップ者又は濃厚接触者） ※保健所の指定はありませんが、 <u>状況をご判断ください。判断が難しい場合は、学校にご相談ください。</u>	×	健康観察期間が終了するまでの間「出席停止」の取扱いとなります。（欠席扱いにはなりません） <u>身近に感染者がいた場合で、同居やマスクを外した状況での活動をとともにしていた生徒が対象です。感染者との最終接触日の翌日から5日間、感染拡大防止のため、登校をお控えください。症状がない場合は6日目から登校できます。</u>
発熱等の風邪症状がある場合	×	症状が消失するまでの間「出席停止」の取扱いとなります。（欠席扱いにはなりません）
同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、 <u>PCR検査を受診して結果を待っている状況の場合</u>	×	感染が高止まりしている状況です、登校をお控えください。（学校にご連絡ください。）
<u>学級等の集団で陽性者が1名確認され、注意喚起の指示があった場合</u>	○	<u>感染者との最終接触日を1日目として7日間は、ハイリスク者との接触を避けて下さい。</u>
同居する家族に感染が疑われる状況があった場合（リストアップ者又は濃厚接触者） ※保健所の指定はありませんが、 <u>状況をご判断ください。判断が難しい場合は、学校にご相談ください。</u>	○	原則登校できます。しかし、 <u>生徒本人に感染が疑われる症状があった場合やPCR検査を受診して、結果を待つ間は登校をお控えください。</u>
兄弟が学級閉鎖になった場合	○	千歳市内の小中学校（幼稚園・保育園）に在籍する兄弟は登校可能です。（学校までご連絡ください） ※ただしご兄弟に風邪症状がある場合は登校を見合わせ、自宅で休養することを徹底してください。
	△	他の学校については、通学する学校にご相談ください。

風邪症状の例…発熱、倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気など

※下線部が今回改正された部分です。